

令和2年度第1回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時 令和2年7月1日(水) 15:00~16:00

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 5名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 5名

4 議題

- (1) 沖縄地方最低賃金会長及び会長代理の選任
- (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
- (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (6) 運営小委員会の設置等について
- (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
- (8) その他

5 議事要旨

- (1) 沖縄地方最低賃金会長及び会長代理の選任
公益代表委員の中から、宮國英男委員が会長、島袋秀勝委員が副会長に選任された。
- (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
沖縄労働局長から、沖縄地方最低賃金審議会あて沖縄県最低賃金の改正決定に係る諮問がなされた。
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
全委員より沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)の承認がなされた。
- (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
全委員より沖縄県最低賃金専門部会の設置等について承認がなされた。
- (5) 最低賃金審議会例第6条第5項の適用について
全委員より最低賃金審議会例第6条第5項の適用について承認がなされた。
- (6) 運営小委員会の設置等について
全委員より運営小委員会の設置等について承認がなされた。
- (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
全委員より沖縄地方最低賃金審議会年間審議計画(案)について承認がなされた。
- (8) その他
事務局より審議会資料の説明を行った。

以上

令和2年度第1回 沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和2年7月1日（月）15:00～
場 所 共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会委員紹介
- 2 会長、会長代理の選任について
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 4 沖縄労働局長挨拶
- 5 審議事項
 - （1）沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
 - （2）沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
 - （3）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - （4）運営小委員会の設置等について
 - （5）沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
 - （6）その他

令和2年度第1回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 4 沖縄地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 6 関係法令等（抜粋）
 - ・ 最低賃金法
 - ・ 最低賃金審議会令及び施行規則（抜粋）
- 7 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）
- 8 2020年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について（2020年3月2日）
- 9 全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書について（参考）（2020年2月25日）

（日本弁護士連合会）
- 10 業務改善助成金交付決定実績等一覧

※ 別冊（参考資料編）

令和2年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

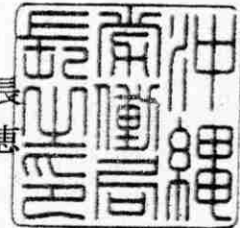
	氏 名	現 職
公益代表委員	青 山 喜 佐 子	社会保険労務士
	大 城 郁 寛	琉球大学名誉教授
	島 袋 秀 勝	弁 護 士
	宮 國 英 男	弁 護 士
	宮 里 善 博	公 認 会 計 士
労働者代表委員	石 川 修 治※1	連合沖縄副事務局長
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	津 山 誉 輝	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部書記次長
使用者代表委員	上 里 芳 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	田 端 一 雄※1	沖縄県経営者協会 常務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	福 治 嗣 夫	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事 専務理事
備考	※ 発令年月日 平成31年4月1日（※1 令和2年5月13日、※2 令和2年5月25日） ※ 任期满了日 令和3年3月31日 ※ 各委員の配列は五十音順	



沖勞発基 0701 第 1 号
令和 2 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和2年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和2年7月〇日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設置）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（小委員会）

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

（会議の招集）

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

（審議事項）

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令 (抜粋)

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最低賃金法施行規則 (抜粋)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第11条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

No.1

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	2.7.1 (大会議室)	水	1回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○年間審議計画 ○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画 					
				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)				専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)	
2	2.7.20 (大会議室)	月							
								1回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 部長、部長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について
3	2.7.27 ~2.7.30 (事業場)	月~木							
								2回	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定
4	2.8.3 (中会議室)	月	2回 14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 					
				<ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問 				3回 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定)
5	2.8.5 (中会議室)	水							
								4回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 額提示、調整
6	2.8.6 (中会議室)	木							
								5回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 額調整、(結審)
7	2.8.6(木) ~2.8.21(金)								
								6回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ
8	2.8.24 (中会議室)	月	4回 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について連小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合) 					
				<ul style="list-style-type: none"> ○地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) ○特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/24) 				(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/7~8/24)	
8	2.8.25 (中会議室)	火		<ul style="list-style-type: none"> 異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議 					
				<ul style="list-style-type: none"> 異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議 					

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		特定(産業別)最低賃金専門部会	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
9	2.8.31 (大会議室)	月					1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
10	2.9.7 (中会議室)	月					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00~) ◇自動車(新車)小売業(15:30~)
11	2.9.8 (中会議室)	火					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00~) ◇糖類製造業(15:30~)
12	2.9.14 (中会議室) 2.9.14(月) ~2.9.30(水)	月					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇新聞業 特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
13	2.9.15 (中会議室) 2.9.15(火) ~2.10.1(木)	火					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇自動車(新車)小売業 特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
14	2.9.16 (中会議室) 2.9.16(水) ~2.10.2(金)	水					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇各種小売業 特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者 のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
15	2.9.17 (中会議室) 2.9.17(木) ~2.10.5(月)	木					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇糖類製造業 特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
16	2.9.23 ~2.9.25 (中会議室)	水 金					4回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審:予備日)
17	2.9.28,29,30 (中会議室) 2.9.28(月) ~2.10.14(水)	月 水		○(産業別)額調整、(採決:予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合				
18	2.10.2 (中会議室)	金		異議審(新聞業、自動車(新車)) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/14(新聞)、9/15(自動車)結審の場合)				
19	2.10.6 (中会議室)	火		異議審(各種商品小売業、糖類製造業) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/16(各種商品)、9/17(糖類)結審の場合)				
20	2.10.15 (中会議室)	木		異議審(各業種) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/28(各業種)結審の場合)				

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		特定(産業別)最低賃金専門部会	
			回数 (公益調整)	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
21	3.3.10 (中会議室)	水	5回 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の審議会総括について ○令和3年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他 				

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会開催日程		第6回 本審 (議決書) (9/19) 案中の 案中の 場合)				第6回 本審 (議決書) (9/17) 案中の 案中の 場合)									第6回 本審 (議決書) (9/28) 案中の 案中の 場合)																
開催時間		15:00				15:00									15:00																
公示期間																															
その他																															

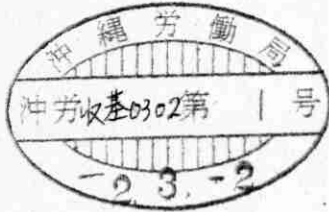
令和3年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会開催日程										最終 本審 15:00																					
開催時間										15:00																					
公示期間																															
その他																															

最終本審開催公示(2/22~3/8まで)

↑
併録者
通知

2020年3月2日

沖縄労働局
局長 福味 恵 様



日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
最低賃金対策委員会
委員長 鎌田 健郎

2020年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向表明します。

2020年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2020年3月2日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 新垣 有一	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 600人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	琉球新報労働組合 執行委員長 謝花 史哲	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 900人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 西村 亮	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 7,100人	同上	同上
自動車小売業（新車）	琉球ダイハツ労働組合 執行委員長 喜屋武 正格	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 1,700人	同上	同上

日弁連人1第1341号
2020年(令和2年)2月25日

地方最低賃金審議会 御中

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎
(公印省略)

全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書について(参考)

当連合会は、別紙のとおり「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を取りまとめ、本年2月21日付けで厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、衆議院厚生労働委員会委員長及び参議院厚生労働委員会委員長宛てに提出いたしました。つきましては、御参考までに送付申し上げます。

添付書類

全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書



全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書

2020年(令和2年)2月20日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 最低賃金法(昭和34年法律第137号)を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求める。
- 2 前項の改正に当たっては、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築することを求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

当連合会は、2011年6月16日、「最低賃金制度の運用に関する意見書」を取りまとめ、公表した。これは、地域別最低賃金の引上げその他、現行法を前提としてもなお、改善可能な事柄について指摘したものである。当連合会は、その後も、最低賃金の引上げを求め続けており、2019年4月25日にも、「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したところである。

しかし、最低賃金の引上げは依然として小幅なものにとどまり、また地域間の格差も解消されていない。

本意見書は、最低賃金制度に関するこれまでの経緯を振り返った上で、上記のような問題点を解消するために、全国一律の最低賃金制度の導入を求めるものである。

2 現行の最低賃金制度の枠組みと地域間格差の拡大

(1) 最低賃金制度の概要

最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下「法」という。)は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている(法1条)。

現行の最低賃金制度は、各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定する当該都道府県の全ての労働

者に適用される最低賃金である地域別最低賃金(法9条以下)と、一定の事業または職業に係る最低賃金である特定最低賃金(法15条以下)によって構成され、原則となるのは地域別最低賃金である。1968年(昭和43年)の法改正以降、その大枠に変化はない。

地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とされている(法9条2項)。

近年の就業形態の多様化、低賃金労働者の増大といった環境の変化の中で、最低賃金制度が、セーフティネットとして一層機能することが求められるようになり、2007年(平成19年)の法改正では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」との条項が設けられた(法9条3項)。

その結果、最低賃金の水準が、少なくとも生活保護の水準を下回らないことを求められることになった。

(2) 目安制度が導入されるに至った経緯

ところで、1975年(昭和50年)3月には、当時の野党四党(日本社会党、日本共産党、公明党、民社党)は、「本来、最低賃金は、労働条件に関するナショナル・ミニマムの重要な一環をなすものとして、中央で決定すべき」であるとして、全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の改正案を国会に提出した。同法案自体は最終的に審議未了廃案となったが、同法案の国会への提出を受け、労働大臣(当時)は、中央最低賃金審議会に対し、「今後の最低賃金制のあり方について」諮問を行っている。

諮問を受けた中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金制度に関して「今日なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し、したがって依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効」としつつ、「最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けるうらみがあることも否定しえない」とし、中央最低賃金審議会において、毎年、都道府県を数等のランクに分け、最低賃金の改定についての「目安」を作成し、一定の時期までに地方最低賃金審議会に提示するという措置を講じる必要がある旨答申するに至った(昭和52年12月5日中央最低賃金審議会答申)。

1978年(昭和53年)以降、中央最低賃金審議会は、同審議会に設けられる目安に関する小委員会において、全都道府県をA～Dの4つのランクに分けて、各ランクごとの引上額の目安を検討し、毎年7月下旬に、労働大臣

ないし厚生労働大臣に答申する。各地の地方最低賃金審議会においては、この答申を参考として、各労働局長に対し、地域別最低賃金の額を答申するという枠組みが定着するに至った。

なお、以上のような事実上の枠組みは、「目安制度」と呼ばれている。

(3) 目安制度の実施とその限界

目安制度の導入後、しばらくは最低賃金額の地域間の格差は縮小する傾向にあった。

具体的には、①1978年(昭和53年)には、地域別最低賃金(時間額)の最高額は、東京都の365円であった。一方で最低額は、青森県等5県の279円であり、その差額は86円、後者の前者に対する割合(以下、本意見書においては、これを「格差率」という。)は76.4%であった。その10年後に当たる②1988年(昭和63年)には、同最高額は東京都の508円であるのに対し、同最低額は鹿児島県等3県の428円であり、その差額は80円、格差率は84.3%であった。その後も格差の解消は続き、更にその10年後に当たる③1998年(平成10年)には、同最高額は東京都の692円であるのに対し、同最低額は宮崎県の589円であり、その差額は103円、格差率は85.1%となった。

しかし、その後は格差の解消は進まなかった。むしろ、近年は地域間の格差が拡大する傾向にあり、1978年(昭和53年)の目安制度の導入時とほぼ同水準となってしまった。

具体的には、④2008年(平成20年)には、同最高額は東京都の766円であるのに対し、同最低額は鹿児島県等3県の627円となり、かえってその差額は139円、格差率は81.9%に拡大した。さらに、⑤2018年(平成30年)には、同最高額(東京都)の985円に対し、同最低額は鹿児島県の761円となり、その差額は224円、格差率は77.3%と更に拡大した。

なお、⑥2019年(令和元年)は、同最高額は東京都の1,013円であるのに対し、同最低額は九州地方7県を中心とする15県の790円で、その差額は223円となり、前年と比較して1円縮小したものの、格差率は78.0%と拡大基調が続いている。

以上の実態に照らした場合、地域間の最低賃金額の格差を是正するという意味においては、目安制度は、その限界を露呈し、有効に機能しなくなってしまうと評価できる。

3 地域別最低賃金制度の論拠と社会の実態について

(1) 地域別最低賃金制度の趣旨

法が地域別最低賃金制度を採用する根拠については、「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である」からとされている。

しかし、現行法の大枠が定められた1968年(昭和43年)の法改正から既に50年以上が経過した。今日の社会の状況を前提としても、なお、上記の趣旨が当てはまるのかについては疑問である。

(2) 労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないこと

例えば、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費についてであるが、労働組合¹や研究者²による調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになってきている。

具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額22～24万円(租税公課込み)となり、都市部か地方かによってほとんど差がなかったとされる。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。従来の議論では、自動車の保有の有無を意識した調査や分析がなされることはなかったが、昨今の調査研究により、以上のような実態がようやく明らかとなった。

ちなみに、月額22～24万円という水準は、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1,300～1,400円に相当し、現在の全国加重平均額である901円を大幅に上回る。

(3) 最低賃金法の考慮要素について

現行最低賃金法は、地域別最低賃金の決定に当たって、労働者の生計費のほかに賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮要素としている。しかしながら、賃金や企業の支払能力の差異は、賃金構造基本統計調査等のデータによれば、「地域」による差異よりも企業規模や産業、職種による差異の方が大きい。

さらに、例えば、医療や福祉の分野においては、若干の地域加算を除けば、全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて、病院や介護施設が経営されている。このようなケースにおいては、基本的に企業ごとの支払能

¹ 2017連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準～

² 中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授作成(最低生計費調査の結果一覧)

力が地域によって大きく異なることはないはずである。

そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。上記のとおり、労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないのであるから、少なくとも最低生計費を上回る金額を確保することが必要であり、地域の賃金額や通常の事業の支払能力を考慮したとしても、最低生計費を上回ることは認められるのに対し、下回することは認められない。

4 全国一律最低賃金制を取り巻く状況

(1) 諸外国における状況

現在、イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、あるいは隣国の韓国等では、いずれも既に全国一律最低賃金制度が実施されている。日本以外の先進主要7か国(G7)において全国一律最低賃金制が導入されていないのは、カナダのみである(アメリカの場合、州ごとの最低賃金のほかに連邦最低賃金を実施されている。)

例えば、イギリスでは、所得格差の是正と貧困問題の解決を目的として、1999年から全国最低賃金制度が実施されているが、地域別の最低賃金制度は採用していない。

また、フランスでは、当初は、地域別に最大20%の減額が認められていたものの、その後、地域別減額が廃止されたという経緯もある。

ドイツは、長年法定最低賃金制度を持たない国であったが、2015年に同制度を導入することになった。しかし、イギリスと同様、地域別の最低賃金制度は採用していない。

なお、これらの国では、若年層や見習、訓練期間についての減額措置や適用除外の制度が併せて採用され、企業や雇用への影響に対して政策的な配慮がなされている。

(2) 地方議会における議論の状況

地域の人口が都市部に流出する地方においては、最低賃金の格差の是正は喫緊の課題と認識されてきている。

実際に、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められ、特に若年層では、最低賃金の低い地方から最低賃金の高い地方へと流出していることが明らかになっている。その結果、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大されるという悪循環が生じている。これは、「国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的にも反する。

こうした状況を受けて、地方を中心に、各地の議会で全国一律最低賃金制

度の確立を求める意見書や請願が採択されている。

5 全国一律最低賃金制度の実施手順及び中小企業への配慮

：実際に全国一律最低賃金制度が実施されることになった場合、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることによって格差の縮小を図ろうとすることは、最低賃金が憲法25条の要請に基づき、労働者の生活を保障する制度であることから、許されるべきではない。一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げを図り、高い地域に接近させていくことで、全体の引上げを図りつつ地域間格差を段階的に縮小していくことになる。

この点、ここ数年、年に25～27円（全国加重平均）のペースで最低賃金の引上げがなされてきたが、これに伴う倒産件数の増加や失業率の上昇といった現象は確認されていない。

もともと、ここまで地域ごとの最低賃金の金額に大きな差異が生じてしまった以上、その是正に当たっては、一定程度の期間をかけることが必要であり、同時に、現実に最低賃金引上げにより大きな影響を受けることになる中小企業への充実した支援も不可欠である。

現在、厚生労働省においては、「業務改善助成金」制度を創設し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、生産性向上のための設備投資の実施などが要件とされているため、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。

そこで、最低賃金の引上げを行った諸外国の例も参考にしながら、有効な支援策を講じる必要がある。例えば、韓国では、雇用者10人未満の事業者に対し、雇用保険料及び国民年金保険料の事業者負担部分を減額する制度を導入している。さらに、時限的な制度として、雇用者30人未満の事業主に対し、雇用者1人につき時給1500ウォン（過去1年間の平均的なレートで円に換算すると約136円）を支給する雇用安定資金支援制度もある。我が国でも、中小企業の経営において大きな負担となっている社会保険料の負担軽減などの導入が必要である。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）といった中小企業を保護する役割を果たす法制度を、これまで以上に積極的に運用する必要もある。

6 まとめ

1968年（昭和43年）の法改正によって設けられた地域別最低賃金制度

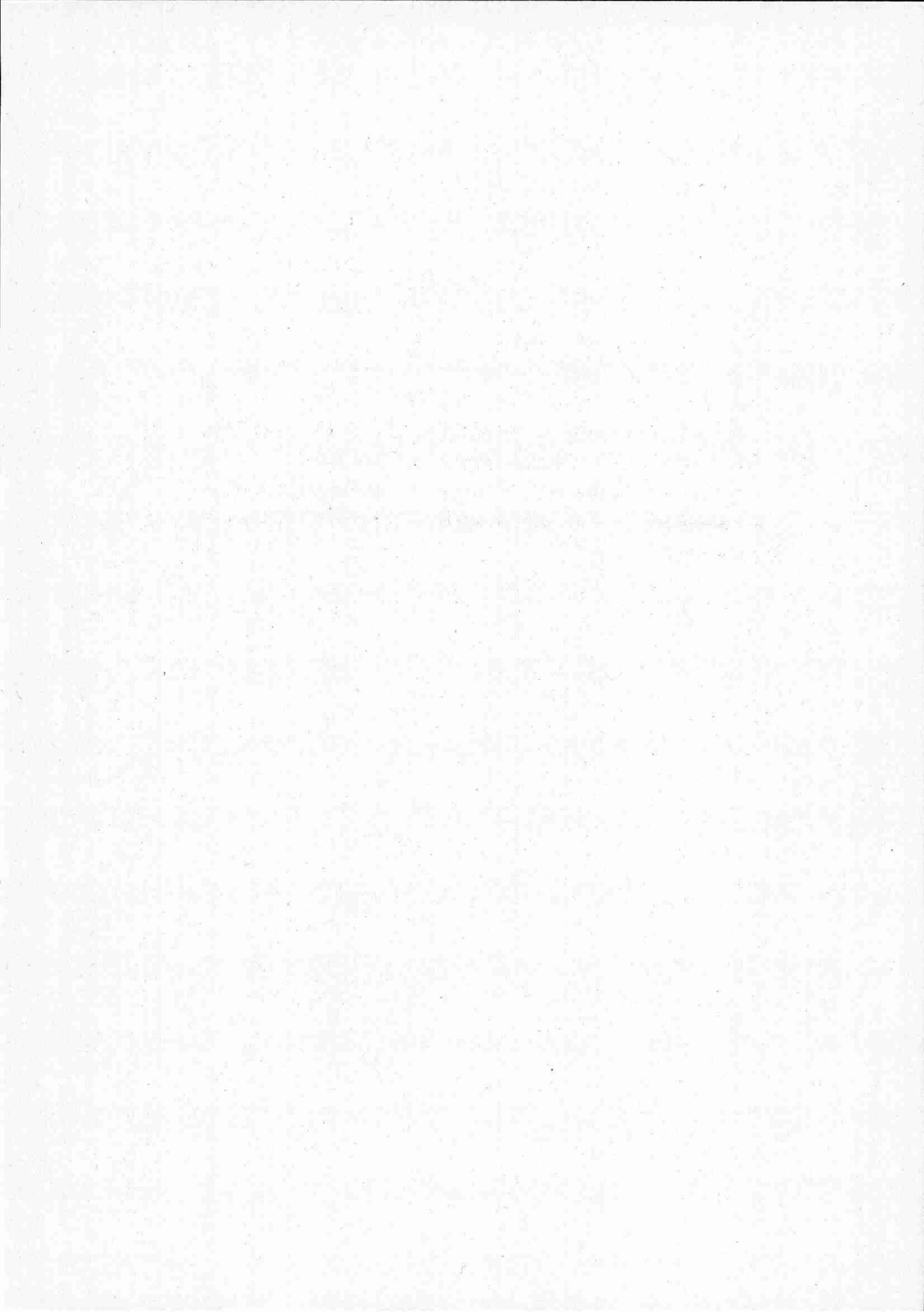
は、その後50年以上の年月が経過する中で、その論拠は大きく揺らいでいる。むしろ、同制度は、地域間の格差を固定、拡大するなど、国民経済の健全な発展に十分に寄与することができていない。

地域別最低賃金を認める前提となってきた最低限度の生計費の必要額に、地域間で大きな差がない以上、全国一律の最低賃金制度へ移行するとともに、必要な大幅引上げを実行することによって、全国の労働者に対し、自らの賃金で安心して生活できる権利を保障すべきである。

なお、全国一律最低賃金制度の実施は、一定期間をかけて段階的に行われるべきであるが、移行に当たっては、各国の状況なども精査し、若年層等について異なる最低賃金額を認めることが必要か否かについても慎重に検討し、例外を設ける場合には、その範囲及び金額についても検討することが可能である。

以上のとおり、当連合会は、法を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金について中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求めるものである。

以 上



業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 ※1	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	9	5	16 (78%増)	10 (100%増)	18 (13%増)	15 (50%増)	7 (61%減)	5 (67%減)	2	0
全国	592	433	901 (52%増)	798 (84%増)	995 (10%増)	870 (9%増)	—	—	—	—

※1 令和2年度は4～6月分。増減%は対前年比。令和元年度全国値は2年7月発表予定。

【参考】

○キャリアアップ助成金支給実績（沖縄労働局管内分）

令和元年度は速報値

	正社員化コース		人材育成コース※2		処遇改善コース	
	支給決定件数	支給決定額	支給決定件数	支給決定額	支給決定件数	支給決定額
平成27年度	78	88,600,000	144	121,627,615	3	900,000
平成28年度	393	414,900,000	252	216,085,747	8	2,320,000
平成29年度	1,421	1,564,233,750	714	574,294,959	40	19,832,250
平成30年度	1,003	1,138,625,000	112	87,654,640	46	18,414,600
令和元年度	862	761,707,500	194	123,819,762	26	12,031,000

※2 人材育成コースは、令和元年度より人材開発助成金へ統合。

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和2年6月30日現在）

	雇用調整助成金			緊急雇用安定助成金			合計		
	申請件数	決定件数	決定率	申請件数	決定件数	決定率	申請件数	決定件数	決定率
沖縄局	3,938	3,482	88.4%	1,447	1,301	89.9%	5,385	4,783	88.8%
全国	233,606	153,573	65.7%	79,963	48,420	60.6%	313,569	201,993	64.4%

以下、添付省略

参考資料編

- 1 令和元年度地域別最低賃金改定状況等（厚生労働省労働基準局賃金課）
- 2 最低賃金制度について（厚生労働省労働基準局賃金課）
- 3 「業務改善助成金」のご案内
- 4 第56回中央最低賃金審議会（令和2年6月26日）
- 5 沖縄県経済動向（令和2年1－3月期）
（令和2年5月29日「沖縄県企画部企画調整課」）
- 6 令和2年度経済の見通し（令和2年●月「沖縄県企画部」） ※追って添付
- 7 管内経済情勢報告（令和2年4月「沖縄総合事務局財務部」）
- 8 法人企業景気予測調査（令和2年4～6月期調査：沖縄総合事務局財務部）
- 9 沖縄県労働力調査（令和2年4月分）
（令和2年5月29日「沖縄県企画部統計課」）
- 10 沖縄県の賃金、労働時間、雇用の動き
〔毎月勤労者統計調査 令和2年3月分〕
（令和2年5月29日「沖縄県企画部統計課」）
- 11 那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向〔令和2年4月分、元年平均〕
（「沖縄県企画部統計課」）
- 12 消費者物価指数等の推移〔令和2年4月〕（5月22日「総務省統計局」）
- 13 県内経済・景況動向等（金融機関調査結果等）
 - ① 日本銀行那覇支店
 - ・ 県内金融経済概況（2020年6月）（2020年6月5日）
 - ・ 県内企業短期経済観測調査結果（2020年3月調査）（2020年4月1日）
 - ② 沖縄振興開発金融公庫
 - ・ 県内企業景況調査結果〔2020年4～6月期実績、7～9月期見通し〕
（令和2年6月26日）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症」拡大の県内景況に及ぼす影響について
〔特別調査〕（令和2年6月26日）
 - ・ 2019・2020年度設備投資計画調査結果〔2020年3月調査〕
（令和2年5月29日）
 - ③ おきぎん経済研究所
 - ・ 県内景況・速報〔2020年4月〕（2020年5月29日）

- ・【スポット調査】新型コロナウイルス感染症の影響について
(2020年5月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響について
(2020年4月24日)

④ りゅうぎん総合研究所

- ・ 県内の景気動向 概況〔2020年4月〕 (2020年5月29日)

⑤ 海邦総研

- ・ 県内景気動向調査〔2020年1-3月実績、4-6月見通し〕
(2020年4月8日)
- ・ 新型コロナウイルスの影響に関する調査 (2020年4月13日)
- ・ 県内企業賃金引き上げ動向調査 (かいぎんエコマガ 2020年3月号)

14 最低賃金に関する要望

- (日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)
(2020年4月16日)